

○製造所等の定期点検に関する指導指

針の整備について

(平成三年五月二十八日 消防危第四八号
各都道府県消防主管部長あて 消防庁危険物規制課長)

改正 平成 八年 二月 三日 消防危第二八号
平成一〇年 九月 四日 消防危第七九号
平成一一年 六月 二五日 消防危第五七号
平成一三年 三月 二七日 消防危第三七号
平成一六年 三月 一八日 消防危第三三号

消防法第一四条の三の二に基づく製造所等の定期点検に関しては、既に製造所等の区分ごとに適宜指導指針を示してきたところであるが、先般の危険物の規制に関する政令等の改正により、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が改正されたことに伴い、今般下記のとおり製造所等の定期点検に関する指導指針を整備したので、製造所等の定期点検方法等については、今後この指針に基づき指導することとされたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達されよろしく御指導願いたい。

記

- 1 定期点検記録表の整備について
定期点検記録表の様式を積載式移動タンク貯蔵所を除く製造所等と積載式移動タンク貯蔵所とに分けたこと。

別記1-1 製造所等定期点検記録表(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)

別記1-2 積載式移動タンク貯蔵所定期点検記録表

2 点検表の整備について

(1) 危険物の規制に関する政令において貯蔵又は取扱形態に応じて技術上の基準が区分されている次の施設について、新たに点検表を区分したこと。

イ 屋内貯蔵所

ロ 給油取扱所

ハ 特例に係る一般取扱所

(2) 新たに自動火災報知設備点検表を設けたこと。

(3) 危険物の規制に関する政令等の改正に伴い、改正後の技術上の基準に合わせて点検事項等を整理したこと。

(4) 点検項目の順序と整理、点検項目の内容の統一、点検内容、点検方法の表現の統一等所要の整備を行ったこと。

別記2 製造所・一般取扱所点検表

別記3-1 屋内貯蔵所(平家建)点検表

別記3-2 屋内貯蔵所(平家建以外)点検表

別記3-3 屋内貯蔵所(他用途部分を有するもの)点検表

別記4-1 屋外タンク貯蔵所(固定屋根式)点検表

別記4-2 屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式)点検表

別記5 地下タンク貯蔵所点検表

別記6 移動タンク貯蔵所点検表

別記 7	屋外貯蔵所点検表
別記 8-1	給油取扱所（屋外）点検表
別記 8-2	給油取扱所（屋内）点検表
別記 8-3	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋外）点検表
別記 8-4	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋内）点検表
別記 9	移送取扱所点検表
別記 10-1	一般取扱所（吹付塗装作業等）点検表
別記 10-2	一般取扱所（焼入れ作業等）点検表
別記 10-3	一般取扱所（ボイラー、バーナー等による危険物の消費施設）点検表
別記 10-4	一般取扱所（充てん施設）点検表
別記 10-5	一般取扱所（詰替え施設）点検表
別記 10-6	一般取扱所（油圧装置等）点検表
別記 11-1	屋内（外）消火栓設備点検表
別記 11-2	水噴霧消火設備点検表
別記 11-3	泡消火設備点検表
別記 11-4	二酸化炭素消火設備点検表
別記 11-5	ハロゲン化物消火設備点検表
別記 11-6	粉末消火設備点検表
別記 12	自動火災報知設備点検表
別記 13	冷却用散水設備点検表

別記 14 水幕設備点検表

3 その他

- 次の各通知については廃止することとしたこと。
- (1) 昭和五二年四月一三日付け 消防危第六六号
「屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」
 - (2) 昭和五二年四月一九日付け 消防危第一五四号
「給油取扱所及び移動タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」
 - (3) 昭和五二年一月一日付け 消防危第一六三号
「地下タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所等の定期点検に関する指導指針について」
 - (4) 昭和五四年三月三〇日付け 消防危第三三三号
「製造所及び一般取扱所の定期点検に関する指導指針について」
 - (5) 昭和五四年四月一三日付け 消防危第四〇号
「一般取扱所（危険物の消費、充てん、詰替え関係）の定期点検に関する指導指針について」
 - (6) 昭和五四年八月二八日付け 消防危第八八号
「一般取扱所（圧油装置、潤滑油循環装置その他これらに準ずる装置関係）の定期点検に関する指導指針について」
 - (7) 昭和五六年一月二七日付け 消防危第九号
「移送取扱所の定期点検に関する指導指針について」
 - (8) 昭和五九年三月六日付け 消防危第二二二号
「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」